

新	旧																																																																		
<p><b>特記仕様書</b> (旭川市土木部土木建設課 令和6年4月版)</p> <p>○日付の変更</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">項 目</th> <th style="width: 20%;">記載ページ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 総則（共通）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 北海道の仕様書・要領を使用するに当たって</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> (2) 一般</td> <td>2,3</td> </tr> <tr> <td>(3) 工事施工前に際して</td> <td>3,4</td> </tr> <tr> <td>(4) 工事施工前・施工時に際して</td> <td>4,5,6</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> (5) 工事提出書類の簡素化について</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> (6) 工事しゅん功に際して</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>(7) 建設業退職金共済について</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>(8) 交通誘導警備員について</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>(9) 工事標識</td> <td>10,11</td> </tr> <tr> <td>(10) 建設機械について</td> <td>12,13</td> </tr> <tr> <td>(11) 工事成果品について</td> <td>14~24</td> </tr> <tr> <td>(12) 週休2日工事の実施について</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>(13) 週休2日交代制工事の実施について</td> <td>25,26</td> </tr> <tr> <td>(14) フレックス方式余裕期間制度の実施について</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>2 施工条件（共通）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○週休2日交代制工事の実施について を追加 ○番号の変更</p>	項 目	記載ページ	1 総則（共通）		(1) 北海道の仕様書・要領を使用するに当たって	1	<input type="checkbox"/> (2) 一般	2,3	(3) 工事施工前に際して	3,4	(4) 工事施工前・施工時に際して	4,5,6	<input type="checkbox"/> (5) 工事提出書類の簡素化について	6	<input type="checkbox"/> (6) 工事しゅん功に際して	7	(7) 建設業退職金共済について	8	(8) 交通誘導警備員について	9	(9) 工事標識	10,11	(10) 建設機械について	12,13	(11) 工事成果品について	14~24	(12) 週休2日工事の実施について	25	(13) 週休2日交代制工事の実施について	25,26	(14) フレックス方式余裕期間制度の実施について	26	2 施工条件（共通）		<p><b>特記仕様書</b> (旭川市土木部土木建設課 令和6年2月版)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">項 目</th> <th style="width: 20%;">記載ページ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 総則（共通）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 北海道の仕様書・要領を使用するに当たって</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> (2) 一般</td> <td>2,3</td> </tr> <tr> <td>(3) 工事施工前に際して</td> <td>3,4</td> </tr> <tr> <td>(4) 工事施工前・施工時に際して</td> <td>4,5,6</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> (5) 工事提出書類の簡素化について</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> (6) 工事しゅん功に際して</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>(7) 建設業退職金共済について</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>(8) 交通誘導警備員について</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>(9) 工事標識</td> <td>10,11</td> </tr> <tr> <td>(10) 建設機械について</td> <td>12,13</td> </tr> <tr> <td>(11) 工事成果品について</td> <td>14~24</td> </tr> <tr> <td>(12) 週休2日工事の実施について</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>(13) フレックス方式余裕期間制度の実施について</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>2 施工条件（共通）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項 目	記載ページ	1 総則（共通）		(1) 北海道の仕様書・要領を使用するに当たって	1	<input type="checkbox"/> (2) 一般	2,3	(3) 工事施工前に際して	3,4	(4) 工事施工前・施工時に際して	4,5,6	<input type="checkbox"/> (5) 工事提出書類の簡素化について	6	<input type="checkbox"/> (6) 工事しゅん功に際して	7	(7) 建設業退職金共済について	8	(8) 交通誘導警備員について	9	(9) 工事標識	10,11	(10) 建設機械について	12,13	(11) 工事成果品について	14~24	(12) 週休2日工事の実施について	25	(13) フレックス方式余裕期間制度の実施について	26	2 施工条件（共通）	
項 目	記載ページ																																																																		
1 総則（共通）																																																																			
(1) 北海道の仕様書・要領を使用するに当たって	1																																																																		
<input type="checkbox"/> (2) 一般	2,3																																																																		
(3) 工事施工前に際して	3,4																																																																		
(4) 工事施工前・施工時に際して	4,5,6																																																																		
<input type="checkbox"/> (5) 工事提出書類の簡素化について	6																																																																		
<input type="checkbox"/> (6) 工事しゅん功に際して	7																																																																		
(7) 建設業退職金共済について	8																																																																		
(8) 交通誘導警備員について	9																																																																		
(9) 工事標識	10,11																																																																		
(10) 建設機械について	12,13																																																																		
(11) 工事成果品について	14~24																																																																		
(12) 週休2日工事の実施について	25																																																																		
(13) 週休2日交代制工事の実施について	25,26																																																																		
(14) フレックス方式余裕期間制度の実施について	26																																																																		
2 施工条件（共通）																																																																			
項 目	記載ページ																																																																		
1 総則（共通）																																																																			
(1) 北海道の仕様書・要領を使用するに当たって	1																																																																		
<input type="checkbox"/> (2) 一般	2,3																																																																		
(3) 工事施工前に際して	3,4																																																																		
(4) 工事施工前・施工時に際して	4,5,6																																																																		
<input type="checkbox"/> (5) 工事提出書類の簡素化について	6																																																																		
<input type="checkbox"/> (6) 工事しゅん功に際して	7																																																																		
(7) 建設業退職金共済について	8																																																																		
(8) 交通誘導警備員について	9																																																																		
(9) 工事標識	10,11																																																																		
(10) 建設機械について	12,13																																																																		
(11) 工事成果品について	14~24																																																																		
(12) 週休2日工事の実施について	25																																																																		
(13) フレックス方式余裕期間制度の実施について	26																																																																		
2 施工条件（共通）																																																																			
改定ページ：目次																																																																			

新	旧
<p>注 意 事 項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「1, 2, 4, 6」(共通)のうち設計図書に添付していない項目は、土木建設課ホームページ上または契約課で閲覧して確認すること。 「3, 5」(選択)については、設計図書に添付されている内容を優先する。 土木建設課ホームページのアドレスは下記のとおり。 <a href="https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/dept/70000000/70150000/index.html">https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/dept/70000000/70150000/index.html</a></li> <li>2 土木建設課等ホームページの各種マニュアルなどに記載されている「工事旬報」を「履行報告書」に読み替えること。</li> <li>3 本特記仕様書は、令和6年4月1日以後に公告する請負工事から適用する。</li> </ol> <p>○日付の変更</p>	<p>注 意 事 項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「1, 2, 4, 6」(共通)のうち設計図書に添付していない項目は、土木建設課ホームページ上または契約課で閲覧して確認すること。 「3, 5」(選択)については、設計図書に添付されている内容を優先する。 土木建設課ホームページのアドレスは下記のとおり。 <a href="https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/dept/70000000/70150000/index.html">https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/dept/70000000/70150000/index.html</a></li> <li>2 土木建設課等ホームページの各種マニュアルなどに記載されている「工事旬報」を「履行報告書」に読み替えること。</li> <li>3 本特記仕様書は、令和6年2月26日以後に公告する請負工事から適用する。</li> </ol>
<p>改定ページ：注意事項</p>	

工事特記仕様書（令和6年4月1日以降適用）新旧対照表

新	旧
<p> <b>ア</b> 本仕様書は旭川市が発注する土木工事に適用する。                 <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 本工事は、施工箇所が点在していることから、施工箇所毎に共通仮設費及び現場管理費を算出している。</li> <li><input type="checkbox"/> 本工事は、4月1日以降の施工を想定しているため、現場管理費に関わる補正係数(積雪寒冷地域)は適用しない。</li> <li><input type="checkbox"/> 本工事は、週休2日工事の対象であるため P.25および「週休2日工事実施要領」を確認すること。</li> <li><input type="checkbox"/> 本工事は、週休2日交代制工事の対象であるため P.25～26および「週休2日工事実施要領」を確認すること。</li> <li><input type="checkbox"/> 本工事は、フレックス方式余裕期間制度の対象工事であるため、P.26および「フレックス方式余裕期間制度試行要領」を確認すること。</li> <li><input type="checkbox"/> 本工事は、電子検査の対象工事であるため、「工事成果品等作成マニュアル(改良・舗装工事等)」を確認すること。</li> </ul>                   ○週休2日交代制工事を追加                  ○「週休2日工事実施要領」「フレックス方式余裕期間制度試行要領」の確認について記載を追加             </p>	<p> <b>ア</b> 本仕様書は旭川市が発注する土木工事に適用する。                 <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 本工事は、施工箇所が点在していることから、施工箇所毎に共通仮設費及び現場管理費を算出している。</li> <li><input type="checkbox"/> 本工事は、4月1日以降の施工を想定しているため、現場管理費に関わる補正係数(積雪寒冷地域)は適用しない。</li> <li><input type="checkbox"/> 本工事は、週休2日工事の対象であるため P.25を確認すること。</li> <li><input type="checkbox"/> 本工事は、フレックス方式余裕期間制度の対象工事であるため、P.26を確認すること。</li> <li><input type="checkbox"/> 本工事は、電子検査の対象工事であるため、「工事成果品等作成マニュアル(改良・舗装工事等)」を確認すること。</li> </ul> </p>
改定ページ：P.2	

工事特記仕様書（令和6年4月1日以降適用）新旧対照表

新		旧																																											
<p>ア 現場代理人は施工前及び施工時には、監督員と協議のうえ工事の関係者に対して下記の業務を行うこと。 なお、基準以内で承認が得られない場合は監督員と協議すること。</p>		<p>ア 現場代理人は施工前及び施工時には、監督員と協議のうえ工事の関係者に対して下記の業務を行うこと。 なお、基準以内で承認が得られない場合は監督員と協議すること。</p>																																											
<table border="1"> <tr><td>1</td><td>支障物件の調査確認（様式-7）</td></tr> <tr><td>2</td><td>突出物件の確認</td></tr> <tr><td>3</td><td>埋設物の試掘調査に併せて既設舗装路面から40cmの地点で在来路盤の確認</td></tr> <tr><td>4</td><td>植樹樹の確認</td></tr> <tr><td>5</td><td>境界石等の確認（様式-19） 境界点等地先立会簿、竣功平面図記載 立会時の写真及び確認者のサインをとる。</td></tr> <tr><td>6</td><td>家庭雑排水の接続 水道局上下水道部管路管理課と協議すること</td></tr> <tr><td>7</td><td>出入口すりつけ</td></tr> </table>	1	支障物件の調査確認（様式-7）	2	突出物件の確認	3	埋設物の試掘調査に併せて既設舗装路面から40cmの地点で在来路盤の確認	4	植樹樹の確認	5	境界石等の確認（様式-19） 境界点等地先立会簿、竣功平面図記載 立会時の写真及び確認者のサインをとる。	6	家庭雑排水の接続 水道局上下水道部管路管理課と協議すること	7	出入口すりつけ	<table border="1"> <tr><td>8</td><td>緑石切下げ(次の中を基準値とする) 標準 3.2m~ 大型車 7.2m~ スタンド等(1箇所) 10.4m~ スタンド等(2箇所以上) 7.2m~</td></tr> <tr><td>9</td><td>人・車の出入りに関し、施工日の2～3日前に地先に連絡すること。なお、安全管理は万全に行うこと。</td></tr> <tr><td>10</td><td>民地工作物の確認 隣接工作物所等所有者確認簿(様式-26) 添付資料として、対象工作物ごと(事前・事後)の写真・平面図・立面図等を作成し完了時に成果品として報告提出する。</td></tr> <tr><td>11</td><td>その他必要な事項</td></tr> </table>	8	緑石切下げ(次の中を基準値とする) 標準 3.2m~ 大型車 7.2m~ スタンド等(1箇所) 10.4m~ スタンド等(2箇所以上) 7.2m~	9	人・車の出入りに関し、施工日の2～3日前に地先に連絡すること。なお、安全管理は万全に行うこと。	10	民地工作物の確認 隣接工作物所等所有者確認簿(様式-26) 添付資料として、対象工作物ごと(事前・事後)の写真・平面図・立面図等を作成し完了時に成果品として報告提出する。	11	その他必要な事項	<table border="1"> <tr><td>1</td><td>支障物件の調査確認（様式-7）</td></tr> <tr><td>2</td><td>突出物件の確認</td></tr> <tr><td>3</td><td>植樹樹の確認</td></tr> <tr><td>4</td><td>境界石等の確認（様式-19） 境界点等地先立会簿、竣功平面図記載 立会時の写真及び確認者のサインをとる。</td></tr> <tr><td>5</td><td>家庭雑排水の接続 水道局上下水道部管路管理課と協議すること</td></tr> <tr><td>6</td><td>出入口すりつけ</td></tr> <tr><td>7</td><td>緑石切下げ(次の中を基準値とする) 標準 3.2m~ 大型車 7.2m~ スタンド等(1箇所) 10.4m~ スタンド等(2箇所以上) 7.2m~</td></tr> </table>	1	支障物件の調査確認（様式-7）	2	突出物件の確認	3	植樹樹の確認	4	境界石等の確認（様式-19） 境界点等地先立会簿、竣功平面図記載 立会時の写真及び確認者のサインをとる。	5	家庭雑排水の接続 水道局上下水道部管路管理課と協議すること	6	出入口すりつけ	7	緑石切下げ(次の中を基準値とする) 標準 3.2m~ 大型車 7.2m~ スタンド等(1箇所) 10.4m~ スタンド等(2箇所以上) 7.2m~	<table border="1"> <tr><td>8</td><td>人・車の出入りに関し、施工日の2～3日前に地先に連絡すること。なお、安全管理は万全に行うこと。</td></tr> <tr><td>9</td><td>民地工作物の確認 隣接工作物所等所有者確認簿(様式-26) 添付資料として、対象工作物ごと(事前・事後)の写真・平面図・立面図等を作成し完了時に成果品として報告提出する。</td></tr> <tr><td>10</td><td>その他必要な事項</td></tr> </table>	8	人・車の出入りに関し、施工日の2～3日前に地先に連絡すること。なお、安全管理は万全に行うこと。	9	民地工作物の確認 隣接工作物所等所有者確認簿(様式-26) 添付資料として、対象工作物ごと(事前・事後)の写真・平面図・立面図等を作成し完了時に成果品として報告提出する。	10	その他必要な事項
1	支障物件の調査確認（様式-7）																																												
2	突出物件の確認																																												
3	埋設物の試掘調査に併せて既設舗装路面から40cmの地点で在来路盤の確認																																												
4	植樹樹の確認																																												
5	境界石等の確認（様式-19） 境界点等地先立会簿、竣功平面図記載 立会時の写真及び確認者のサインをとる。																																												
6	家庭雑排水の接続 水道局上下水道部管路管理課と協議すること																																												
7	出入口すりつけ																																												
8	緑石切下げ(次の中を基準値とする) 標準 3.2m~ 大型車 7.2m~ スタンド等(1箇所) 10.4m~ スタンド等(2箇所以上) 7.2m~																																												
9	人・車の出入りに関し、施工日の2～3日前に地先に連絡すること。なお、安全管理は万全に行うこと。																																												
10	民地工作物の確認 隣接工作物所等所有者確認簿(様式-26) 添付資料として、対象工作物ごと(事前・事後)の写真・平面図・立面図等を作成し完了時に成果品として報告提出する。																																												
11	その他必要な事項																																												
1	支障物件の調査確認（様式-7）																																												
2	突出物件の確認																																												
3	植樹樹の確認																																												
4	境界石等の確認（様式-19） 境界点等地先立会簿、竣功平面図記載 立会時の写真及び確認者のサインをとる。																																												
5	家庭雑排水の接続 水道局上下水道部管路管理課と協議すること																																												
6	出入口すりつけ																																												
7	緑石切下げ(次の中を基準値とする) 標準 3.2m~ 大型車 7.2m~ スタンド等(1箇所) 10.4m~ スタンド等(2箇所以上) 7.2m~																																												
8	人・車の出入りに関し、施工日の2～3日前に地先に連絡すること。なお、安全管理は万全に行うこと。																																												
9	民地工作物の確認 隣接工作物所等所有者確認簿(様式-26) 添付資料として、対象工作物ごと(事前・事後)の写真・平面図・立面図等を作成し完了時に成果品として報告提出する。																																												
10	その他必要な事項																																												
<p>○在来路盤の確認についての記載を追加</p> <p>○番号・レイアウトの調整</p>																																													
改定ページ：P.4																																													

新	旧
<p><b>(12) 週休2日工事の実施について</b></p> <p>ア 請負人は、契約後、週休2日による施工を行わなければならない。</p> <p>イ 週休2日とは、対象期間において、土日・祝日に問わず、週休2日(4週8休)以上の現場閉所を行うことをいう。対象期間は、契約期間内において工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日(12/29、30、31、1/1、2、3)間及び夏休み3日間(8/13、14、15)、工事製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(請負人の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は対象期間に含まない。</p> <p>ウ 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場が閉所された状態をいう。なお、降雪、降雪などによる予定外の現場閉所日についても現場閉所日に含めるものとする。</p> <p>エ 週休2日(4週8休)以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合(以下、「現場閉所率」)が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。</p> <p>オ 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工を実施する請負人は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。</p> <p>カ 週休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。                  (イ) 請負人は、週休2日の計画工程表を施工計画書に添付し、施工協議簿・休日等取得実績調書とともに発注者へ提出する。                  (ロ) 請負人は、実施結果を関係書類(日報、出勤簿、作業日誌、安全日誌等)を添付した施工協議簿・休日等取得実績調書により発注者へ報告する。                  キ 週休2日の実施状況について、発注者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、請負人は協力するものとする。                  ク 現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は補正分の減額変更を行う。                  なお、労務費分が明らかとなっていない単価等については、補正の対象としない。                  (1) 現場の閉所状況                  4週8休以上 現場閉所率が28.5%(8日/28日)以上の場合                  (2) 補正方法                  当初予定価格から4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各費目に乗じ、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は補正分を減額変更する。</p> <p>ケ 請負人は、「週休2日工事」について、請負人を対象としたアンケート調査の依頼があった場合は協力するものとする。</p> <p>コ 週休2日の実施計画書提出後、当該工事の全体工期については、影響はでないものの、一部の施工内容・箇所に変更があり、工期内での期間を設ける必要がある場合は、対象期間外と出来る場合があるので、受発注者間協議を行うこと。</p> <p>※ 工事着手日とは、実際の工事のための現場における準備作業(現場事務所等設置や測量等)に着手する日をいう。                  ※ 工事完成日とは、後片付け作業(出来形測量や現場事務所、保安施設等の撤去等)が全て終了した日をいう。</p>	<p><b>(12) 週休2日工事の実施について</b></p> <p>ア 週休2日とは、対象期間において、土日・祝日に問わず、4週8休以上の現場閉所を行うことをいう。対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間及び夏休み3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は対象期間に含まないものとし、この期間に請負人の責によらず現場作業を余儀なくされる場合は、その日数分を他の期間で対象期間に含まない(代休を設定する)ものとする。</p> <p>イ 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場が閉所された状態をいう。なお、降雪、降雪などによる予定外の現場閉所日についても現場閉所日に含めるものとする。</p> <p>ウ 週休2日を実施している状態とは、対象期間内の現場閉所日数の割合(以下、「現場閉所率」という。)が28.5%(8日/28日)に達している状態をいう。</p> <p>エ 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工を実施する請負人は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。</p> <p>オ 週休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。                  (7) 請負人は、週休2日の計画工程表を施工計画書に添付し、施工協議簿・休日等取得実績調書とともに発注者へ提出する。                  (イ) 請負人は、実施結果を関係書類(日報、出勤簿、作業日誌、安全日誌等)を添付した施工協議簿・休日等取得実績調書により発注者へ報告する。</p> <p>カ 週休2日の実施状況について、発注者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、請負人は協力するものとする。</p> <p>キ 週休2日による施工を指定した工事は、現場の閉所状況に応じた補正係数を、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費率、現場管理費率に乘じる設計変更を行う。また、市場単価についても現場閉所に応じた補正係数を乗じる。                  なお、その他労務費分が明らかとなっていない単価等については、補正の対象としない。                  (7) 現場の閉所状況                  ・ 4週8休以上 現場閉所率が28.5%(8日/28日)の場合                  ・ 4週7休以上4週8休未満 現場閉所率が25.0%(7日/28日)以上28.5%未満の場合                  ・ 4週6休以上4週7休未満 現場閉所率が21.4%(6日/28日)以上25.0%未満の場合                  (イ) 補正方法                  ・ 当初の設計金額において週休2日で経費補正を行うものとし、4週8休以上の現場閉所が達成できなかった場合には、閉所状況に応じて労務費等を補正し、請負代金額を減額する。</p> <p>ク 請負人は、「週休2日工事」について、請負人を対象としたアンケート調査の依頼があった場合は協力するものとする。</p>
<p>○週休2日工事实施要領の改訂に伴う記載内容の変更</p> <p>○工事着手日および工事完成日の定義について注釈を追加</p>	<p style="text-align: center;">- 25 -</p>
<p><b>(13) 週休2日交代制工事の実施について</b></p> <p>ア 請負人は、契約後、週休2日による施工を行わなければならない。</p> <p>イ 週休2日とは、技術者及び作業員などが交替しながら週休2日(4週8休)以上の休日の確保を行ったと認められる状態をいう。</p> <p>ウ 対象期間は、契約期間内において工事着手日から工事完成日までの期間をいう。</p> <p>エ 週休2日(4週8休)以上とは、対象期間内の平均休日日数の割合(以下、「休日率」)が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。</p> <p>オ 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工を実施する請負人は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。</p>	
<p>○週休2日交代制工事の実施について の記載の追加</p>	
<p>改定ページ：P.25</p>	

新	旧
<p>カ 週休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。</p> <p>(イ) 請負人は、技術者及び技能労働者などの休日確保状況を証明する方法を具体的に明示した施工計画書を施工協議書とともに発注者へ提出する。</p> <p>(ロ) 請負人は、実施結果を関係書類を添付した施工協議書により発注者へ報告する。</p> <p>キ 週休2日の実施状況について、発注者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、請負人は協力するものとする。</p> <p>ク 技術者や技能労働者などの休日状況を確認後、4週8休に満たない場合は補正分の減額変更を行う。</p> <p>(1) 現場の休日状況</p> <p>4週8休以上 休日率が28.5%（8日/28日）以上の場合</p> <p>(ロ) 補正方法</p> <p>当初予定価格から4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乘じ、休日率の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は補正分を減額変更する。</p> <p>ケ 請負人は、「週休2日工事」について、請負人を対象としたアンケート調査の依頼があった場合は協力するものとする。</p> <p>コ 週休2日の実施計画書提出後、当該工事の全体工期については、影響はでないものの、一部の施工内容・箇所に変更があり、工期内での期間を設ける必要がある場合は、対象期間外と出来る場合があるので、発注者間協議を行うこと。</p> <p>※ 工事着手日は、実際の工事のための現場における準備作業（現場事務所等設置や測量等）に着手する日をいう。</p> <p>※ 工事完成日は、後片付け作業（出来形測量や現場事務所、保安施設等の撤去等）が全て終了した日をいう。</p> <p><b>(14) フレックス方式余裕期間制度の実施について</b></p> <p>ア 工期について</p> <p>本工事は、請負人の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限（積算全体工期の終期）までの間で、請負人は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、「フレックス方式余裕期間制度試行要領」の別紙2により、工事の始期及び終期を通知すること。工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は請負人の責により行うものとする。工事完了期限内における工期の変更については、請負人から変更理由が記載された書面による工期変更協議により変更可能とする。</p> <p>※ 余裕期間における各種割増は実施しない。詳しくは「フレックス方式余裕期間制度試行要領」を参照すること。</p> <p>イ 主任技術者等の専任期間について</p> <p>契約締結日から工事開始日の前日までの期間は、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。</p> <p>契約締結日から工事開始日の前日までの期間は、発注者と請負人の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。</p> <p>工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と請負人の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負人に通知した日（例：「完成結果通知書」等における日付）とする。</p> <p>ウ コリンズへの登録について</p> <p>技術者の従事期間は、余裕期間を含まないことに留意し、契約書の工期をもって登録するものとする。</p>	<p><b>(13) フレックス方式余裕期間制度の実施について</b></p> <p>ア 工期について</p> <p>本工事は、請負人の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限（積算全体工期の終期）までの間で、請負人は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、「フレックス方式余裕期間制度試行要領」の別紙2により、工事の始期及び終期を通知すること。また、余裕期間における各種割増は実施しない。</p> <p>工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は請負人の責により行うものとする。工事完了期限内における工期の変更については、請負人から変更理由が記載された書面による工期変更協議により変更可能とする。</p> <p>詳しくは「フレックス方式余裕期間制度試行要領」を参照すること。</p> <p>イ 主任技術者等の専任期間について</p> <p>契約締結日から工事開始日の前日までの期間は、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。</p> <p>契約締結日から工事開始日の前日までの期間は、発注者と請負人の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。</p> <p>工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と請負人の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負人に通知した日（例：「完成結果通知書」等における日付）とする。</p> <p>ウ コリンズへの登録について</p> <p>技術者の従事期間は、余裕期間を含まないことに留意し、契約書の工期をもって登録するものとする。</p>
<p>改定ページ：P.26</p>	

○週休2日交代制工事の実施について の記載の追加

(P.25から続き)

○番号の変更

○文章の一部を注釈へ変更